

別表第 2 (第 3 条第 2 項関係)

事 項	決 裁 者
京都大学事務本部分課規程 (平成 1 7 年 月 日総長裁定。以下「分課規程」という。) 第 2 条から第 5 条まで、第 7 条及び第 8 条並びに第 2 4 条第 1 号に定める事項	総務・広報・人事担当理事
分課規程第 2 条第 7 号 (特に重要なものに限る。)、第 1 3 条 (環境対策及び労働安全衛生に関するものに限る。) 及び第 1 6 条に定める事項並びに人権に関する事項	法務・安全管理担当理事
分課規程第 6 条に定める事項	企画・評価担当理事
分課規程第 9 条から第 1 2 条まで並びに第 2 4 条 (第 1 号を除く。) 及び第 2 5 条に定める事項	財務・情報基盤担当理事
分課規程第 1 3 条から第 1 5 条まで及び第 2 1 条から第 2 3 条までに定める事項	施設・研究・国際交流担当理事
分課規程第 1 7 条第 2 号、第 1 9 条 (第 2 号を除く。) 及び第 2 0 条及び第 2 6 条 (特に重要なものに限る。) に定める事項	教育・学生担当理事
分課規程第 1 7 条 (第 2 号を除く。)、第 1 8 条、第 1 9 条第 2 号及び第 2 3 条 (厚生補導に関するもののうち特に重要なものに限る。) に定める事項	副学長